

# 福岡町芸術文化協会理事会通達

(事業)

**第1条** 規約第3条に規定する事業は、概ね次の事業をさすものとする。

- ① 会員対象の、相互理解・親睦を目的とする「研修会」の実施。(1号事業)
- ② 会員の発表の場としての「福岡町文化祭」の実施。(2号事業)
- ③ 加盟団体事業への後援名義の使用許可の交付。(2号事業)
- ④ 会員及び町民に向けて発信する機関紙の発行。(3号事業)
- ⑤ 県協会及び他市町村協会等の他団体との連絡調整。(4号事業)
- ⑥ 加盟団体の事業の把握及び会員の入・受賞等の把握。(5号事業)
- ⑦ 会員功労者の把握及び表彰の推薦。(5号事業)
- ⑧ その他、理事会において提案され過半数で可決された事業。(5号事業)

(会員)

**第2条** 規約第4条に規定する加盟団体は、次の条件を満たす団体とする。

- ① 2名以上で構成される芸術文化の団体であること。
- ② 活動の拠点が福岡町内にあり、代表者が福岡町に住所を有す団体であること
- ③ この会の目的の達成及び運営に資する団体であること。

2 規約4条に規定する個人会員は、次の条件を満たす個人とする。

- ① 活動の拠点が福岡町内にあり、福岡町内に住所を有すること。
- ② この会の目的の達成及び運営に資する芸術文化活動を行うこと。

3 加盟団体及び個人会員から退会の申し出があった場合、上記の条件を満たさなくなった場合及び会費を滞納した場合は、会長は理事会の承認を得て、退会の通告をしなければならない。

(会費)

**第3条** 規約第5条に規定する年額会費は、次のとおりとする。

- ① 正会員会費は、1加盟団体当たり2,000円の団体登録料に、登録会員1名につき1,000円の会員割会費を加えた額とする。
- ② 個人会員会費は、2,500円とする。
- ③ 賛助会員会費は、1名及び1団体又は1法人当たり2,000円とする。

(理事)

**第4条** 規約第6条に規定する理事の定数は、芸能委員会及び芸術委員会からそれぞれ7～8名とする。

(代議員)

**第5条** 規約第10条に規定する代議員の数は、1加盟団体あたり1名とする。

(委員会)

**第6条** 規約第12条に規定する芸能委員会及び芸術委員会の委員の数は、1加盟団体あたり1名とする。

附 則

1. この通達は、平成14年4月 1日から施行する。
2. この通達は、平成18年4月27日から施行する。
3. この通達は、平成27年6月24日から施行する。
4. この通達は、令和7年4月1日から施行する。